

平成22年3月17日

厚生労働省 老健局長  
宮島 俊彦 様

(社)全国乗用自動車連合会  
会長 富田 昌

(財)全国福祉輸送サービス協会  
会長 漢二 美

病院内における通院等乗降介助及び身体介護の適用について

拝啓 春寒の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素より、当業界に対し格別のご厚誼にあずかり、厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、振興課法規係からの要請により調査を実施し、すでに傘下の43事業所及び2県協会の事例等を提出したところです。

当業界では、地域の福祉に取り組んでいる傘下事業者の声を受けて、貴殿に対して平成20年11月12日に介護報酬の見直しに関連した要望書を提出し、「通院手段の確保、病院内の移動介助等受診を支援する基本施策の検討」方を要望したところでもあります。

このたびの調査を通じて寄せられた傘下会員の意見を踏まえ、再度、別紙の通り要望を提出いたしますので、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

## 1 ケアプランの作成について

- ① 通院等外出支援をケアプランに位置づける場合において、院内介護が必要不可欠な場合は、身体介護中心型サービスとされたい。  
特に、透析患者の場合は、受診前、受診後ともに介助が必要であることに留意され指導されたい。
- ② 病院内の介護のあり方について、医療担当部門と調整の上、基本的な方針を示されたい。
- ③ 県やケアマネージャーの指導にあたっては、介護事業者のコンプライアンスに配慮したケアプラン作成を推進するよう留意されたい。

## 2 通院等乗降介助の適用について

- ① 通院等乗降介助については、「訪問介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とする」基準を適用しないこととされたい。
- ② 受診中の待ち時間の取扱いは実態を踏まえ、介護が実際に必要な総合病院などの取扱いを見直されたい。
- ③ 複数病院の受診や、一定の条件下の立ち寄りを認められたい。
- ④ 院内介護のために家族が乗車することを認められたい。  
(他の者の通院等に利用されないように配慮することは当然である)
- ⑤ 介護報酬の見直しにおいて、2度に亘って据え置かれている100単位を引き上げられたい。

## 3 介護事業者のコンプライアンスの推進について

旅客自動車運送事業を行う訪問介護事業所であって、法令を遵守しない事業者に対しては、すでに平成20年6月19日付で提出した別添要望書の通り、国土交通省担当部局との具体的な連携強化を進められたい。

平成20年6月19日

厚生労働省

社会・援護局 障害保健福祉部

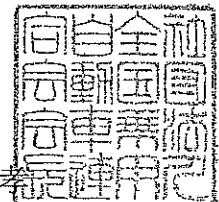
障害福祉課長 蒲原 基道 様

老健局

振興課長 古都 賢一 様

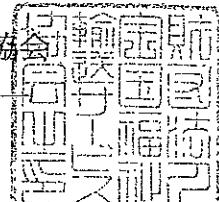
(社)全国乗用自動車連合会

会長 富田 昌



(財)全国福祉輸送サービス協会

会長 関 淳



## 旅客自動車運送事業を行う訪問介護事業所について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当業界に対して格別のご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

バリアフリー新法の制定を機に、タクシー業界としては、さらに移動困難な旅客に係るケア輸送サービスの推進を図ることとしているところです。また、事業者によっては、夜間対応型訪問介護サービスや介護施設の運営等に取り組み、高齢者の通院等地域の足として乗合タクシーを運行するなど、積極的に地域の公共交通機関の役割を果たしています。

さて、現在、道路運送法の事業許可を受けた事業者、団体について、訪問介護事業所若しくは居宅介護事業所である前提のもとに、自家用自動車の有償運送が許可されています。しかし、事業許可を受けた事業者による介護保険の不正受給事例がみられるように、法令遵守に危惧を抱かせる現状もあります。

つきましては、福祉輸送に関わる事業者、団体の適切な事業運営が確保されるよう、運輸行政機関に対して訪問介護事業所（居宅介護事業所）の指定取り消し等処分を通知頂くなど、担当課におかれでは、国土交通省担当部局との具体的な連携強化をお願いいたします。

もとより、旅客運送事業者団体として、今後とも傘下会員に対する周知、徹底を図る所存であり、引き続きご指導方宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

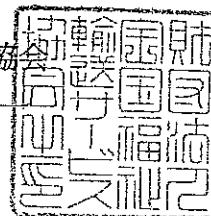
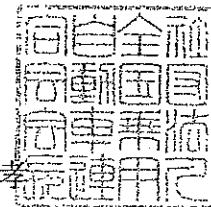


平成20年6月19日

国土交通省 自動車交通局  
旅客課長 藤田 耕三 様

(社)全国乗用自動車連合会  
会長 富田昌孝

(財)全国福祉輸送サービス協会  
会長 関 淳



### 訪問介護事業を行う旅客自動車運送事業者について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当業界に対して格別のご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

バリアフリー新法の制定を機に、タクシー業界としては、さらに移動困難な旅客に係るケア輸送サービスの推進を図ることとしているところです。また、事業者によっては、夜間対応型訪問介護サービスや介護施設の運営等に取り組み、高齢者の通院等地域の足として乗合タクシーを運行するなど、積極的に地域の公共交通機関の役割を果たしています。

さて、現在、道路運送法の事業許可を受けた事業者について、訪問介護事業所若しくは居宅介護事業所である前提のもとに、自家用自動車の有償運送が許可されています。しかし、事業許可を受けた事業者による介護保険の不正受給事例がみられるように、法令遵守に危惧を抱かせる現状もあります。

つきましては、厚生労働省の担当課と連携の上、訪問介護事業所（居宅介護事業所）の指定取り消し等の処分を受けた運送事業者、団体の適切な事業運営が図られるよう、より一層の対応をお願いいたします。

もとより、旅客運送事業者団体として、今後とも傘下会員に対する周知、徹底を図る所存であり、引き続きご指導方宜しくお願い申し上げます。

敬具